



法改正情報 (改正があった労働・社会保険等の改正ポイントです)

●無年金・低年金の発生を防止する「年金確保支援法」 — 3つの法律の一部改正

8月4日に「**年金確保支援法案**」が国会で可決・成立しました。この法案は、下記の3法案で構成されています。

- (1) **国民年金法**の一部改正
- (2) **確定拠出年金法**の一部改正
- (3) **厚生年金保険法**の一部改正

1. 法案の趣旨

この「年金確保支援法案」の趣旨は、次の通りとされています。

「将来の無年金・低年金の発生を防止し、国民の**高齢期における所得の確保**をより一層支援する観点から、国民年金保険料の**納付可能期間を延長**することや、企業型確定拠出年金において**加入資格年齢の引上げ**や加入者の掛金拠出を可能とする等の措置を行う」

2. 改正された主な内容

(1) 国民年金法の一部改正

国民年金保険料の未納分を過去に遡って追納することのできる期間が、現行の「2年」から「**10年**」に**延長**されます。本人の希望により保険料を納付することで、その後の年金受給につなげることができるようにするためです。期間の延長は**3年間の時限措置**です。

(2) 確定拠出年金法の一部改正

加入資格年齢が、現行の「60歳」から「**65歳**」に**引き上げ**られます。企業の雇用状況に応じた柔軟な制度運営を可能とするためです。

また、**従業員拠出(マッチング拠出)**を**可能**として所得控除の対象とします。そして、事業主による従業員に対する継続的投資教育の実施義務を明文化することにより、老後所得の確保に向けた従業員の自主努力を支援します。

(3) 厚生年金保険法の一部改正

近年の経済情勢を踏まえ、母体企業の経営悪化等に伴い、**財政状況が悪化した企業年金**に関して措置が講じられます。



9月の税務と労務の手続 (提出先・納付先)

● 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

● 30日

- 健保・厚生年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]



トピック (最近の記事の中から労務管理上注目すべき情報を抜粋しました)

●大震災に係る遺族(補償)給付の労災請求状況を公表/宮城労働局

宮城労働局は16日、東日本大震災に係る遺族(補償)給付の労災請求状況を公表した。8月12日時点の労災保険給付の申請件数は1,249件、支給決定件数は1,069件だった。このうち、遺族(補償)給付の請求件数は1,001件、支給決定件数は839件だった。行方不明になっている労働者の家族のなかには遺族(補償)給付の請求自体をためらう方や、お亡くなりになった労働者の家族でいまだ請求にいたっていない方がいるとして、宮城労働局では、周知広報や請求勧奨を行うとしている。

●労働保険等の延長後の納付期限、一部市町村を除き9月30日までと決定

厚生労働省は19日、岩手、宮城、福島県の労働保険料等の延長後の納付期限について、一部の市町村を除き9月30日までとすると決定した。東日本大震災の発生に伴う特例措置によるもので、今回期限が指定されなかった市町村では、引き続き期限を延長する。

●就活学生の5割強がスーツ着用と回答、クールビズOKでも/民間調査

人材コンサルティングのレジェンダ・コーポレーションは19日、2012年4月入社を希望する学生を対象に実施した就職活動意識調査の結果を発表した。採用選考時に「クールビズでお越しください」と言われた際、どのような服装で参加するか尋ねたところ、56.3%が「スーツ着用」と回答、女性では67.0%が「スーツ着用」と回答し、男性より19.2ポイント高かった。

後記 | 雇用を増やした企業の税制優遇措置

税制改正法案が成立し、「雇用促進税制」が創設されました。この「雇用促進税制」は、雇用を増やすなど一定の条件を満たした企業に対する税制優遇措置であり、8月1日からハローワークでの受付が開始されています。

「雇用促進税制」は、ハローワークに「雇用促進計画」を提出し、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度において、1年間で10%以上かつ5人以上(中小企業は2人以上)従業員を増やすなどの要件を満たした事業主に対する税制優遇制度であり、従業員の増加1人あたり20万円の法人税の税額控除を受けられます。なお、上記以外の要件は次の通りです。

- ・青色申告書を提出する事業主であること
- ・適用年度とその前事業年度に事業主都合による離職者がいないこと
- ・適用年度における給与等の支給額が比較給与等支給額以上であること
- ・風俗営業等を営む事業主ではないこと

まず、事業年度開始後2カ月以内に、目標の雇用増加数などを記載した「雇用促進計画」を作成し、ハローワークに提出します。

次に、事業年度終了後2カ月以内(個人事業主については3月15日までに)、ハローワークで雇用促進計画の達成状況の確認を求められます。その確認を受けた「雇用促進計画」の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告を行います。